

福崎町水道事業指定給水装置工事事業者の指定申請チェックリスト

指定給水装置工事事業者の申請には次のものが必要です。

NO.	書 類 名	申請時に必ず必要なもの
1	チェックリスト【この用紙】	
2	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	○
3	誓約書（様式第2）	○
4	機械器具調書 ※1（様式第1別表）	○
5	「機械器具調書」に記載された機械器具等の写真 ※2	○
6	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ※3（様式第6）	○
7	給水装置工事主任技術者資格確認書（1名につき1部） ※4	○
8	証明写真（主任技術者資格確認書に貼付）1枚	○
9	主任技術者資格者資格証明書の写し（1名につき1枚） ※5	○
10	指定給水装置工事事業者の事業所付近の見取図	○
11	事業所内外の写真（看板等含む） 各事業所ごとに2～4枚程度	○
12	定款又は寄付行為 及び登記事項証明書（法人の場合） 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（個人の場合）	○
13	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書	※6
14	福崎町水道事業指定給水装置工事事業者規程	
15	給水装置工事特記仕様書	

*** 注意事項 ***

- ※1 機械器具については、切断用、加工用、接合用、試験機それぞれを必ず記載してください。
- ※2 写真は3～5枚程度としてください。（複数の機械器具を1枚の写真に納めてもよい）
- ※3 申請と同時、又は指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し届出をしてください。
【当町では主任技術者の兼任はできませんので注意して下さい。】
- ※4 配管工事の資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、証明書の写しを提出願います。
【いずれも原本のコピー（カードのコピーは不可）】
- ※5 提出の際、内容について確認する場合があります。
- ※6 変更や解任、廃止、休止等があれば必ず届出てください。
- ※ 指定手数料 **15,000円** が必要です。【指定業者認定後、認定証と引き換え】